

○法務委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院			衆議院			備考
9	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、 二、 九	委員会付託 三、 二、 九 (予)	委員会議決 三、 二、 一七	本院議決 三、 二、 一七	委員会付託 三、 二、 九	委員会議決 三、 二、 一六	本院議決 三、 二、 一六	
10	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	々	二、 九	二、 九 (予)	二、 一七	二、 一七	二、 九	二、 一六	二、 一六	
13	裁判官の育児休業に関する法律案	々	二、 九	二、 九 (予)	二、 一七	二、 一七	二、 九	二、 一六	二、 一六	

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の見直し等を行うものとしてあり、その内容は次のとおりである。

- 一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 三、以上の改定は、平成三年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて裁判官及び検察

官の給与を改定しようとするものであります。

次に、裁判官の育児休業に関する法律案は、一般職の国家公務員等について育児休業制度を導入すると同様の趣旨で、子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、裁判官の福祉を増進するとともに、裁判事務等の円滑な運営に資するため、裁判官について育児休業制度を導入するための法整備をしようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、弁護士収入との格差、一般職国家公務員の育児休業との相違点等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、裁判官の育児休業に関する法律案に対しましては、人員の充実確保等と内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額額の改定等を行うおうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 三、以上の改定は、平成三年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

前ページ参照

裁判官の育児休業に関する法律案（閣法第一三三号）

要旨

本法律案は、最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判官の福祉を増進するとともに、裁判事務等の円滑な運営に資するため、裁判官について育児休業に関する制度を設けようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

- 一、裁判官は、最高裁判所の承認を受けて、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業をすることができる。最高裁判所は、原則として、育児休業の請求を承認しなければならない。
- 二、育児休業は、原則として、一回延長することができる。
- 三、育児休業をしている裁判官は、裁判官としての身分を保有するが、育児休業の期間中報酬その他の給与を受けない。
- 四、育児休業は、子の死亡等の一定の事由が生じた場合に失効し、または裁判官の申出等により取り消される。
- 五、裁判官は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。
- 六、退職手当の算定の基礎となる在職期間から、育児休業をした期間の二分の一を除外する。
- 七、この法律の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定め

る。

八、この法律は、平成四年四月一日から施行する。

委員長報告

三二ページ参照